

年末年始の外来診療について

細木病院の年末年始の外来診療は下記の通りです。

記

1. 12月30日（月）まで、通常の外来診療を行います。
2. 12月31日（火）～1月3日（金）の外来診療は休診といたします。
3. 1月4日（土）から通常の外来診療を行います。
4. 診療の費用は、12月30日（月）～1月3日（金）の間は、休日診療扱いとなります。